

短期退職時の紹介手数料の取り扱い

当社の紹介した者が、自己の意思又は就業規則違反等の本人の責に帰すべき事由により短期退職した場合は、支払われた紹介手数料を、次の割合で計算した金額を払い戻します。

1 か月未満で退職した場合：紹介手数料の 8 0 %

3 か月未満で退職した場合：紹介手数料の 5 0 %

6 か月未満で退職した場合：紹介手数料の 3 0 %

会社の都合により短期退職をすることとなった場合には、紹介手数料の払い戻しは行いません。

許可番号 1 3 ユー308183

事業所の名称及び所在地 株式会社 たけしん
東京都江東区新大橋 1-12-11 安川ビル4階